

## コーポレート・ガバナンスについて

### 基本的な考え方

当行は、企業活動の価値観の拠り所として、また活動を展開する上での判断基準として企業理念を定めております。企業理念である『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』は、当行の存在意義、経営姿勢、行動規範を示したものであります。

この企業理念の実践と併せて企業倫理を確立するために千葉興業銀行倫理憲章を制定し、当行の内外に公表するとともに、役職員全員の行動基準と位置付けております。倫理憲章は、「健全な経営と揺るぎない信頼の確立、法令やルールの厳格な遵守、地域の発展への貢献、反社会的勢力との対決、経営情報の公正な開示」の5項目からなっております。

この倫理憲章の趣旨を踏まえ、コンプライアンス委員会、リスク統括部を設置し企業倫理の実践態勢、法令等遵守態勢を整備しております。また、経営方針や経営成績及び財政状態等、企業情報のディスクロージャーやアカウントビリティ(説明義務)等の充実に努めるとともに、意思決定、執行等に係る体制として、経営の最高意思決定及び監督機関である取締役会、頭取・CEOを議長として銀行業務執行に係る重要事項を審議する経営会議に加え、具体的な執行に係る企画等については、頭取からの権限委譲により副頭取・COOと経営執行委員会に委ねる体制とすることで、経営の透明性確保と経営の迅速化に重点を置いたガバナンス体制を構築しております。

## 千葉興業銀行倫理憲章

- 1 健全な経営と揺るぎない信頼の確立**  
千葉興業銀行は、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確立します。
- 2 法令やルールの厳格な遵守**  
千葉興業銀行は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- 3 地域の発展への貢献**  
千葉興業銀行は、地域の総合金融機関として、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域の経済・社会・文化の発展に貢献します。
- 4 反社会的勢力との対決**  
千葉興業銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。
- 5 経営情報の公正な開示**  
千葉興業銀行は、経営情報を積極的かつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図り、透明な経営を行います。

## 意思決定、業務執行等に係る体制

当行は、取締役会を経営の最高意思決定および監督機関とし、取締役会規程等に基づき、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会には必ず監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

取締役会の下部組織として、頭取・CEOを議長に、取締役、監査役、案件を担当する執行役員および本部の部・室長を構成メンバーとする経営会議を置いており、銀行業務に関わる重要事項等を審議しております。具体的な執行に関わる企画等については、副頭取・COOと経営執行委員会に委ね、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。

また、弁護士や税理士等と顧問契約を締結しており、必要に応じて適宜、専門家の意見を参考にいたしております。このように、十分な討議と意思疎通を図り、法令等を遵守した経営の意思決定が行える体制としております。

平成18年度中の経営会議開催回数は61回、経営執行委員会の開催回数は31回となっております。

## 内部監査及び監査役監査等の体制

### 内部監査

内部監査につきましては、監査部の業務監査担当(13名)が、本部・営業店および関連会社の内部管理態勢(コンプライアンス態勢、リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性の検証、および問題点の改善方法の提言を行っております。また、資産監査室(3名)が本部・営業店の自己査定・信用格付、償却・引当、個別与信供与状況等の正確性・適切性の検証を行っております。

### 監査役監査

株主の負託を受けた独立の機関として、4名の監査役(うち常勤監査役2名・非常勤(社外)監査役2名)が、監査役監査基準に則って次の監査業務を行っております。

- ・取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況の監査
- ・取締役会・経営会議等重要な会議への出席、諸会議議事録・稟議書類・各種報告書類等の閲覧、取締役および行員から受領した報告内容の検証、当行の業務および財産の状況に関する調査、営業店への往査等

### 監査法人

監査法人は、新日本監査法人であります。会計監査を行った公認会計士は鈴木啓之・菅原和信・藤井義博、また補助者は15名となっております。新日本監査法人に対しましては、会計監査に加え、システム監査を依頼するなど外部監査機能の充実を図っております。

### 指名、報酬決定等

取締役および監査役の指名につきましては、当行への貢献度、これまでの経験や見識等々を総合的に判断し指名候補を決定、株主総会の決議により指名しております。

また、取締役および監査役の報酬額は定款の定めるところにより、株主総会の決議を得た額以内としております。

平成18年度における当行の取締役および監査役に対する役員報酬、および監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。

#### 役員報酬

取締役に支払った報酬は48百万円であります。監査役に支払った報酬は23百万円であります。

#### 監査法人に支払った監査報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬で30百万円であります。

対談

TOP  
メッセージ

地域への  
取組み

平成18年度の  
概況

経営・内部  
管理体制等

当行の概要

店舗等一覧

トピックス

業務内容・  
商品案内

財務諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・  
株主の状況

連結決算

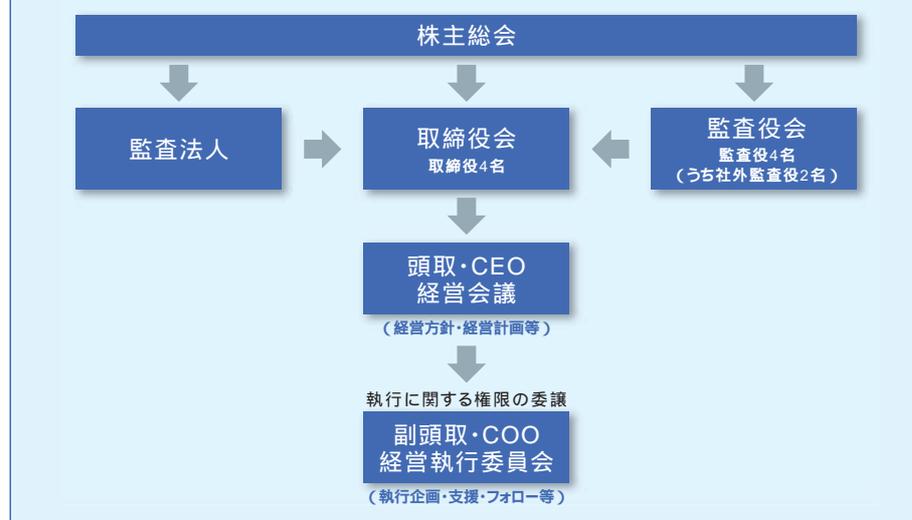
## 内部統制システムに関する 基本的な考え方

当行は、会社法に基づき内部統制システム構築の基本方針を決定し、以下の9項目の体制整備を図っております。

- (1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス委員会の設置による全行横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握等
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制構築等
- (3)損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程の制定等
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
執行役員制度の導入とあわせ、経営会議や各種委員会を設置した効率的な職務執行の確保等
- (5)当行並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当行の連結子会社について管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクにつき当行と同様な業務運営の確保等
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役室の設置等
- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
対応規程の規定等
- (8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
重要な会議への監査役の出席等
- (9)その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制  
内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保等

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の目的を徹底するべく、相互牽制態勢を確立するため、監査部による営業店・本部・連結子会社の監査、監査役監査、外部監査等において、監査機能の充実・強化を図っております。

### 当行のコーポレート・ガバナンス体制



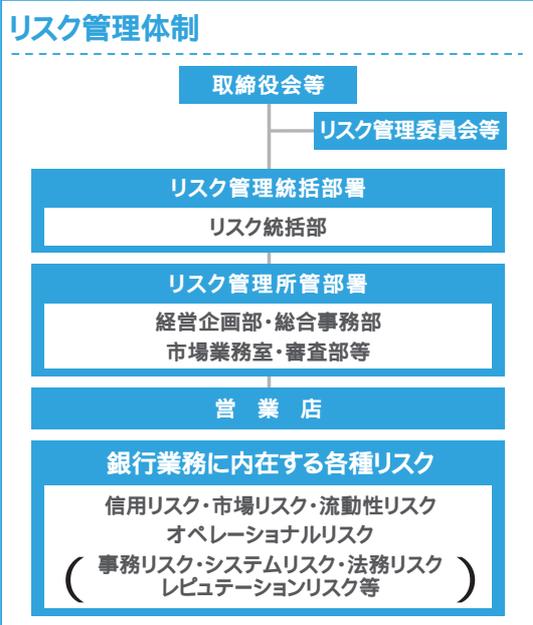
## リスク管理体制

### リスク管理の基本方針

当行は、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持・向上に努め、経営基盤をより強固なものとするを基本方針としております。

### 統合リスク管理体制

当行はリスク管理の基本方針に沿って、適切にリスクを管理すべく、銀行業務に内在する主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制としてリスク統括部を設置する他、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。また、統合的リスク管理の一環として、当行が抱えるリスクを一定の方法でリスク量として計測し、自己資本等の経営体力と比較し過大にならないよう適切にコントロールしております。今後とも、リスク管理の実効性向上に向け、体制の強化等に取組んでまいります。なお、当行のリスク管理体制は下図のとおりです。



## 信用リスク管理体制

当行の重要課題の一つとして、信用リスク管理体制の強化に努めております。具体的には営業推進部門から独立した審査部・審査管理部において管理する体制としております。お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的実施するとともに、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーニー、集合研修、臨店指導等を行っております。一方、お取引先への「経営改善支援」についても、地域金融機関としての重要な責務と認識して取組んでおります。さらに今後、「新格付・自己査定システム」、「電子稟議システム」等のIT化を進めていくことで、信用リスク管理の高度化を図ってまいります。

## 市場リスク管理体制

金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には市場部門(市場金融部)、事務管理部門(市場業務室)、リスク管理部門(リスク統括部)を組織的に分離するとともに、横断的な組織としてALM委員会を設置しております。市場リスクは金利ギャップやBPV法( )、VaR法( )等により計測し、ポジション限度、リスクリミット、損失限度等を設定し管理しております。一方、銀行全体の金利リスクはALM管理とし、ALM委員会において、計測されたリスク量、市場動向等の報告に基づき、必要な対応策を検討しております。

BPV法( ベーシス・ポイント・バリュウ )  
金利等の変化に対する時価の変化額をリスクとして表す手法。例えば、10bpvといった場合、金利が10bpv( = 0.1% )変化した場合の時価の変化額を示します。

VaR法( バリュウ・アット・リスク )  
VaR法は過去のデータに基づく統計的手法により、一定期間・一定確率のもとで、保有するポートフォリオが被る可能性のある最大損失額( 最大時価減少額 )を推定する手法です。一定確率は片側99%確率を使用しています。

対談

TOP  
メッセージ

地域への  
取組み

平成18年度の  
概況

経営・内部  
管理体制等

当行の概要

店舗等一覧

トピックス

業務内容・  
商品案内

財務諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・  
株主の状況

連結決算

## 流動性リスク管理体制

経営の安全性を確保するうえで安定的な資金繰りを維持することの重要性を十分認識し、管理の強化に努めております。具体的には、資金ポジション状況等に応じた対応策を定め、資金繰り管理部門(市場金融部)において円貨・外貨一体の資金繰り管理を行うとともに、ALM委員会において経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案し必要な対応策を検討しております。

## オペレーショナルリスク管理体制

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス(銀行業務の過程)・人(役職員、スタッフ・派遣社員を含む)・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することにより、有形無形の損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナルリスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、レピュテーションリスク(風評リスク)の5つに分けて管理しております。主要なオペレーショナルリスクである事務リスク管理体制、システムリスク管理体制は次のとおりです。

### 事務リスク管理体制

全ての業務に事務リスクが所在することおよび事務リスクを軽減することの重要性を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には、事務取扱要綱等事務規程、管理ツールを整備するとともに、臨店事務指導や各種研修、事務取扱確認テストの実施、重要な事務変更事項等のビデオニュースによる全店配信等により行員の事務水準およびモラルの向上に努めております。また、人為的なミス、不正を排除し、且つ能率的に事務を処理するために、事務プロセスの改善、機械化、集中化に取り組んでおります。

### システムリスク管理体制

銀行業務のIT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステム等の故障・災害・誤処理・不正使用・破壊・漏洩・改竄等が経営に与える影響について、その重要性を十分認識し、管理体制の強化に努めております。具体的には、基幹系システムをNTTデータ地銀共同センター(以下「共同センター」といいます)にアウトソーシングし、さらに、バックアップセンターを確保するとともに、回線の二重化等の実施により、大幅なシステムリスクの軽減を実現しております。共同センターでのシステムリスク管理体制は、「地銀共同システムの情報セキュリ

ティーポリシー」に基づき管理体制を整備しており、共同センターにて実施する内部監査および外部監査の結果について当行が確認・検証し、必要に応じて当行自体が共同センターの監査を実施する体制をとっております。また、当行内のコンピュータシステムやネットワークシステム等につきましても、「システムリスク管理規程」「情報セキュリティーポリシー」等を策定し、それに沿った管理体制を構築する他、定期的に外部監査を受け、体制整備・強化に取り組んでおります。その他、重要なシステム関連機器を新データセンターに集約する等、インフラ面での災害対策に係る品質向上に取り組んでおります。

## 事業等のリスク

当行および当行グループは事業その他(投資家の投資判断上重要と考えられる事項を含む)に関するリスク要因となりうる主な事項は以下のとおりです。前述の管理体制のもと、リスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理に努めております。

### 主として財務面に係るリスク

#### ・不良債権処理等に係るリスク

景気低迷、取引先の業態悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用の更なる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

#### ・保有資産等に係るリスク(市場リスク)

株価・金利動向により、保有有価証券に係る評価額・売却損等の追加的損失が発生する可能性があります。

### 事業戦略や業務運営に係るリスク

#### (事業・競争戦略リスク、オペレーショナルリスク)

#### ・業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生

規制緩和による新しい分野へ業務範囲を広げており、経験したことのない新たなリスクに直面する可能性があります。

#### ・重大な事務リスクの発生

不適切な事務処理、あるいは事務処理上の事故等により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

#### ・個人情報等の漏洩

多くのお客さまのお取引を通じて多量の個人情報保有しており、コンピュータシステムへの外部からの不正侵入や事故により、個人情報が外部に漏洩した場合、信用を失墜し業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

## 金融業界を取巻く諸環境の変化に係るリスク

### ・法律、会計制度や規制の改正

法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って実務を遂行しており、これらの改正や運用方針の変更により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

### ・金融業会の競争激化

規制緩和等により他業態から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。

### ・災害等の発生

主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模地震等の災害等が発生した場合、業務運営に支障を来す恐れがあります。

### ・風説、風評の発生

銀行業は預金者等お客さまからの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

## 『コンプライアンス(法令等遵守)態勢』

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては経営の重要課題であると位置付けております。

コンプライアンス委員会を設置して組織横断的な議論を行うほか、各部室店には、コンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスの推進を行っております。

これまで、コンプライアンスに係る諸規程の整備・充実、態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、今後とも金融商品取引法など社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実や使用する帳票等の改訂等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢の更なる充実を図ってまいります。

## 格付けの取得

中立的な第三者による評価を取得することで、投資家やお取引先の皆さまに当行の財務内容の健全性や収益性についてご理解いただくため、株式会社日本格付研究所(JCR)より長期優先債務(\*)に対する格付け「BBB(トリプルBフラット)」を取得いたしました。

\*長期優先債務とは、格付対象会社の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。(格付けの公表 平成18年10月6日)

## 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

### ○優先株式の配当

当期の優先株式の配当につきましては、所定の配当をいたします。

### ○普通株式の配当

当期の普通株式の配当につきましては、見送らせていただくことといたしました。

対談

TOP  
メッセージ

地域への  
取組み

平成18年度の  
概況

経営・内部  
管理体制等

当行の概要

店舗等一覧

トピックス

業務内容・  
商品案内

財務諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・  
株主の状況

連結決算

## 親会社等に関する事項について

### 親会社等の商号等

(平成19年3月31日現在)

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等
株式会社みずほ フィナンシャル グループ	上場会社が 他の会社の 関連会社である 場合における 当該他の会社	20.8% (20.8%)	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部 ニューヨーク証券取引所 (米国)

(注)親会社等の議決権所有割合欄の( )は、間接被所有割合で内数である。

### 親会社等の企業グループにおける当行の位置付け、その他上場会社と親会社等との関係

当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であります。同グループは、平成19年3月31日現在で議決権数105,117個(議決権所有割合:20.8%)を所有しております。

当行は同グループより、営業推進、業務管理、新商品・サービスの開発などに関する各種ノウハウを吸収し、当行の業務に反映させることで、他の地域金融機関に一步先んじた戦略施策を展開し、地域のお客さまのニーズにお応えしております。

また、当行からの要請により、本部企画部門強化の目的で、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社である株式会社みずほコーポレート銀行からの出向者が本部主要部署に在籍しております。

当行の経営方針や経営戦略、並びにこれらに基づく各種施策等については、一定のルールに則り同グループに対し報告を行っておりますが、これらの経営方針・戦略施策等の企画・立案から機関決定にいたるまで、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。

また、親会社等との取引に関しまして、記載すべき重要なものはありません。